

国民文化祭が 山梨で開催されます！

「第28回国民文化祭・やまなし2013」が、平成25年1月12日から11月10日まで、全国で初めて通年で開催されます。さまざまなジャンルの文化・芸術イベントが県下全27市町村を舞台に繰り広げられます。

国民文化祭とは

文化の国体とも言われる国民文化祭は、全国各地からさまざまな文化活動に親しんでいる個人や団体が集まり、日頃の成果を披露し交流する日本最大級の文化イベントです。

昭和61年の東京都を皮切りに毎年各都道府県持ち回りで開催されています。来年はいよいよ山梨県の番です。

過去の開催状況は、出演者約3万人、出演団体約2千。観客及び出演者、応募者、スタッフ等を含む参加者総数は、開催県の人口に匹敵する規模の一大イベントです。

山梨県の国民文化祭の特徴

これまでの国民文化祭は、11月3日の文化の日を中心に1〜2週間程度開催するのが通例でしたが、本県では、全国で初めて11ヶ月にわたりほぼ通年で開催されます。より多くの

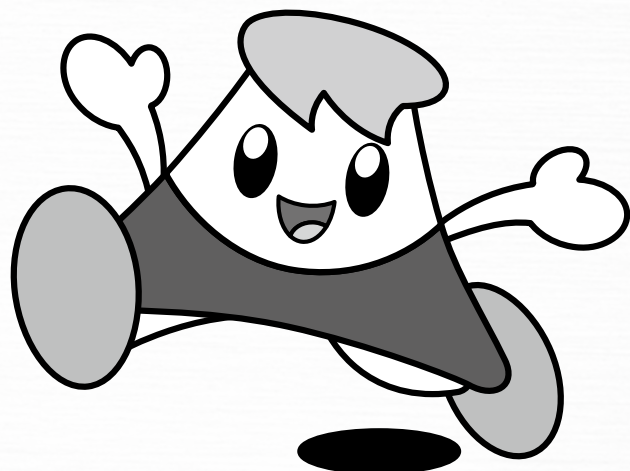
方々に山梨の文化や四季折々の豊かな自然に触れ、体験し、味わっていただくなど、山梨の魅力満喫していただくためです。

会期を冬・春・夏・秋の四つの季節のステージに分け、ステージごとに設けた季節感のあるキャッチフレーズに沿ったイベントを展開していきます。

県主催事業

各季節のステージでは、冒頭に1週間程度のオープニングウィークを設け、その季節を象徴するイベントを集中的に開催します。宝塚歌劇団を総合プロデューサーに迎えて協力を得る中で、1月の開幕をプロローグに秋のクライマックスまで四つのステージを一つの物語となるように展開していきます。

特に秋のステージでは、皇室をお迎えして総合フェスティバルを華やかに開催し、国民文化祭のフィナーレを飾ります。



マスコットキャラクター カルチャくん

また、各地を歩いて楽しむフットパスや食文化に触れる食のカレンダーなど、開催期間を通じて、誰もが参加できるイベントを繰り返し行っていきます。

市町村主催事業

それぞれの市町村が、文化的背景や施設、市町村の規模などを基に決定した78の文化イベントを開催します。短歌や俳句、絵画、合唱、日本舞踊など、これまでの国民文化祭でいつも実施されてきた継続事業と、歴史、祭り、食などに関連した山梨独自の文化を発信する独自事業が繰り広げられます。

今、各市町村では、実行委員会を設置し、事業ごとに企画委員会を立ち上げ、具体的な事業内容や運営方法などについて精力的に検討を進めています。



おもてなし

国民文化祭には、全国から大勢の参加者や観覧者が集まります。地元の自然や歴史、伝統行事や特産品など、各市町村のあらゆる魅力を全国に発信する絶好の機会です。参加したすべての皆さんに、そのまちな魅力、自然や文化のすばらしさを感じていただき、感動を持って帰っていただく。そんな温かいおもてなしができればと考えています。

そのためには、地域を挙げての協力が必要です。各市町村でもまちを挙げて取り組む体制が重要ではないでしょうか。

参加した方々が、「また山梨に来てみたい！」と思えるような国民文化祭をみんなで作っていきましょう。

次回9月号においては、各市町村の具体的な取り組み状況などを紹介していきます。

全体イメージ

冬

「ふるさとの祈り、息づく。」

1月～3月

春

「いのち、萌えたつ。」

4月～6月

夏

「山河、きらめく。」

7月～9月

秋

「実りの感謝、次代へ。」

10月～11月

オープニング
(県)

「1月12日～20日」

- 開幕式
- 総合舞台
- 幕絵・道祖神祭り展
- やまなし発見フォーラム など

「4月6日～14日」

- オープニングイベント 大フットパス祭り
- 春の花フェスティバル
- やまなし発見フォーラム など

「6月30日～7月7日」

- オープニングイベント サマーカーニバル
- 東京からの富士山登山
- やまなし発見フォーラム など

「10月26日～11月10日」

- グランドステージ
- 総合フェスティバル (開会式)
 - 文化まるごとフェスティバル
 - やまなし発見フォーラム
 - 閉会式 など

ステージの事業や催し

市町村事業

- 和太鼓の祭典
- 地歌舞伎の祭典
- 民俗芸能の祭典 など

- 大茶会、大華道展
- 民謡民舞の祭典
- シニアコーラスの祭典 など

- 洋舞フェスティバル
- 吹奏楽の祭典
- 版画展 など

- 邦楽の祭典
- オーケストラの祭典
- 文芸祭 など

祭りや催し

- 氷のアート (富士北麓、増富)
- 温泉文化 (石和、湯村、下部)
- 祭り (節分祭、厄除け地蔵) など

- 武田氏ゆかりのイベント
- 花のフェスティバル (桃、桜、ハーブ)
- 祭り (おみゆき祭、藤切り祭) など

- 高原の音楽祭
- 各地の源流祭り
- 祭り (吉田や南部の火祭り) など

- 各地の収穫祭
- ワインや特産品の祭り
- 祭り (万灯行列、山車祭) など

NPO 民間

NPOや民間団体による「提案事業」／企業や団体による「応援事業」、「協賛事業」

通期事業

フットパス「甲斐の小径」(県内いたるところを歩き普段の生活の中に埋もれている地域文化をみつめる)

造形遊び(身近な自然物や人工の材料を活用して製作した造形作品をまちなかに展示)

まちなかステージ(期間を通して演奏者やパフォーマーが、いたるところで音楽やパフォーマンスを発表)

やまなし食のカレンダー(山梨の隠れた食材の発掘、うちの自慢料理、給食食べ比べなどで食文化をみつめる)

※イメージのため、実際の事業と異なる内容があります。



● 国民文化祭市町村主催事業

市町村が主催する国民文化祭の各種イベントです。芸術文化的なイベントはもちろん、地域の自然や伝統行事などを活かした特色あるイベントを1年を通して開催します。

実施主体	事業名	開催日	会場
甲 府 市	オーケストラの祭典	11月3日(日)・4日(月)	コラニー文化ホール
	洋舞フェスティバル	8月11日(日)	コラニー文化ホール
	演劇の祭典	6月8日(土)・9日(日) 8月3日(土)・4日(日) 11月10日(日)	甲府市総合市民会館
	民謡・民舞の祭典	6月30日(日)	コラニー文化ホール
	文芸祭「川柳」	10月27日(日)	甲府市総合市民会館
	大茶会	4月6日(土)・7日(日)	甲府市藤村記念館ほか
	大華道展	4月5日(金)～10日(水) 10月24日(木)～29日(火)	甲府市歴史公園(野外展) 岡島百貨店(室内展)
	「酒折連歌」祭	11月9日(土)	山梨学院大学、酒折宮
	文化満喫!暮らしと味わいフェスティバル	10月19日(土)・20日(日)	甲府駅北口周辺ほか
富 士 吉 田 市	マーチングバンド・バトントワーリングの祭典	10月27日(日)	富士北麓公園体育館
	富士山絵画展	10月19日(土)～27日(日)	郡内地域産業振興センター
	食の祭典(富士のめぐみ)	10月19日(土)・20日(日)	リフレ富士吉田エリアほか
都 留 市	都留市ふれあい全国俳句大会	5月25日(土)	都の杜うぐいすホール
	シニアコーラスの祭典	6月29日(土)	都の杜うぐいすホール
	里地・里山・里水元気フォーラム	10月19日(土)・20日(日)	都留文科大学
	カントリー&ウェスタンコンサート	10月5日(土)	都の杜うぐいすホール
	甲斐絹展	9月22日(日)～10月27日(日)	ミュージアム都留
山 梨 市	大茶会	11月2日(土)・3日(日)	根津記念館、笛吹川フルーツ公園
	文芸祭「短歌」	11月9日(土)・10日(日)	山梨市民会館
	万葉うたまつりとホテル観賞会	6月8日(土)・9日(日)	万力公園
	笛吹川源流まつり	8月17日(土)	道の駅みとみ
大 月 市	人形芝居フェスティバル	10月27日(日)	大月市民会館
	秀麗富嶽十二景写真フェスティバル	2月、6月、10月	大月市民会館ほか
	阿波踊りフェスティバル	6月23日(日)	大月市民会館
韮 崎 市	日本舞踊の祭典	11月3日(日)	東京エレクトロン韮崎文化ホール
	邦楽の祭典	10月20日(日)	東京エレクトロン韮崎文化ホール
	文芸祭「漢詩」	9月29日(日)	東京エレクトロン韮崎文化ホール
	小林一三・保阪嘉内の世界展	9月1日(日)～11月10日(日)	韮崎市民交流センター
	サッカーフェスティバル・スポーツ文化シンポジウム	8月25日(日)	韮崎市民交流センター
南アルプス市	合唱の祭典	10月13日(日)	桃源文化会館
	南アルプスミニチュア版画展	7月13日(土)～28日(日)	春仙美術館ほか
	パイオルガンフェスティバル	6月8日(土)	桃源文化会館
	南アルプス山岳フェスティバル	8月3日(土)～5日(月)	南アルプス山岳地帯、 桃源文化会館ほか
	大正琴の祭典	9月28日(土)・29日(日)	桃源文化会館
北 杜 市	金田一春彦ことばの学校	9月7日(土)	高根ふれあい交流ホール
	囲碁サミット2013in北杜	5月25日(土)・26日(日)	北杜市囲碁美術館ほか
	ジュニアコーラスの祭典inほくと	8月5日(月)・6日(火)	高根ふれあい交流ホール
	北杜24景フットパス	1月～11月	市内各所

実施主体	事業名	開催日	会場
甲斐市	小学生吹奏楽フェスティバル	11月3日(日)	双葉ふれあい文化館
	ダンススポーツフェスティバル	9月29日(日)	敷島体育館
	創作ミュージカル	10月27日(日)	双葉ふれあい文化館
	朗読フェスティバル	8月11日(日) 9月8日(日) 9月22日(日)	敷島総合文化会館 竜王図書館 双葉ふれあい文化館
笛吹市	現代詩の祭典	10月26日(土)・27日(日)	笛吹市スコレーセンターほか
	文芸祭俳句大会	11月2日(土)・3日(日)	笛吹市スコレーセンター
	甲斐国千年の都の文化財巡り	10月12日(土)・13日(日)	甲斐国分寺跡、岡・銚子塚古墳ほか
	いさわ鶉飼	7月20日(土)～8月18日(日) の水・木・土・日曜日	笛吹川鶉飼橋下流
	いにしへの華ーやまなしの縄文展	10月19日(土)～12月1日(日)	釈迦堂遺跡博物館
上野原市	長寿食文化の祭典	11月9日(土)・10日(日)	上野原市文化ホールほか
	じょいそーらんフェスティバル	4月14日(日)・10月27日(日)	上野原市文化ホールほか
甲州市	民俗芸能の祭典	1月20日(日)	甲州市民文化会館
	甲州市道祖神まつり	1月12日(土)・14日(月)	各会場
	信玄公ゆかりの文化財めぐり	10月25日(金)～27日(日)	甲州市内の神社仏閣ほか
	フットパス・朝市とワイナリーめぐり	2月～11月の第1日曜日	勝沼朝市会場ほか
	甲州ワインフェスタ	3月2日(土)	かつめまぶどうの丘
中央市	美術展「写真」	11月5日(火)～10日(日)	玉穂総合会館
	ハンドクラフト展	11月5日(火)～10日(日)	玉穂総合会館
市川三郷町	美術展「書」	10月12日(土)～20日(日)	市川大門町民体育館
	神明の花火フェスティバル	8月7日(水)	市川大門総合グラウンドほか
早川町	フォッサマグナの恵み体感ツアー	4月～6月の毎土・日曜日	新倉の糸魚川ー静岡構造線、硯匠庵
身延町	美術展「工芸」	10月～11月	なかとみ現代工芸美術館
	小倉百人一首かるた競技全国大会インみのぶ	10月または11月	身延地区町民体育館
	国際切り絵コンクール・トリエンナーレ・イン・身延 ジャパン	9月～11月	富士川・切り絵の森美術館
南部町	地歌舞伎の祭典	1月19日(土)	南部町文化ホール
富士川町	和太鼓の祭典	1月20日(日)	ますほ文化ホール
	山車巡行祭り	4月21日(日)	旧国道52号路上
昭和町	子ども太鼓フェスティバル	8月4日(日)	昭和町地域交流センター
道志村	ふるさと生活文化フェスティバル	(調整中)	村内各地
西桂町	信仰の山 三ツ峠登山ツアー	10月19日(土)～27日(日)	三ツ峠山
忍野村	絵手紙フェスティバル	7月～	小池邦夫絵手紙美術館
山中湖村	きららジュニアバンドフェスティバルin山中湖	7月21日(日)	山中湖交流プラザきらら
	山中湖俳句大会	8月19日(月)・20日(火)	文学の森公園ほか
鳴沢村	つつじフェスタ	5月4日(土)・5日(日)	フジエポックホール(道の駅なるさわ内)
富士河口湖町	吹奏楽の祭典	9月28日(土)・29日(日)	河口湖ステラシアター
	富士山河口湖音楽祭	8月	河口湖ステラシアター
	富士山の麓で第九演奏会	8月または10月	河口湖ステラシアター
	Mt.Fuji河口湖ジャズフェスティバル	9月15日(日)・16日(月)	河口湖ステラシアター
小菅村	郷土芸能フェスティバル	5月4日(土)	小菅村池の尻スポーツ広場
丹波山村	ふれあい歌謡フェスタ	7月28日(日)	丹波山村交流促進センター

※事業の内容については、今後変更する場合があります。

自治 Q&A

お答えします！

地方債協議制度の見直しについて教えてください。

1 見直しの概要

地方債協議制度の見直しについては、国の地方に対する義務付け・枠付けの見直しの一環として、平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次「一括法」)において地方財政法の一部が改正され、民間資金債(銀行等引受資金・市場公募資金)に係る事前届出制度が導入されることになりました。これにより、一定の要件を満たす財政状況が良好な団体が民間資金債を発行しようとする場合は、原則として協議が不要となり、事前届出により発行が可能になります。事前届出制度については、第2次

一括法における地方財政法改正部分、地方財政法施行令等の一部を改正する政令、及び地方債に関する省令等の一部を改正する省令が平成24年2月1日に施行され、平成24年度の地方債から適用されることとなりました。

2 事前届出と対象地方債

今回の制度見直しは、地方財政の健全性、地方債全体の信用維持を前提としつつも、地方の自主性及び自立性を高める観点から行われており、そのメリットには、地方債の発行の自由度の拡大や事務負担の軽減が挙げられます。

地方債の発行にあたり同意を得ようとする場合、市町村等(市町村・一部事務組合)と県・総務省との間

では、

①(市町村等→県→総務省)

起債予定額一覧表の提出

②(総務省→県→市町村等)

同意等予定額を通知

③(市町村等→県→総務省)

同意等予定額の範囲内で起債協議

④(総務省→県→市町村等) 同意

という手続きを経ていますが、民間資金債の発行に際し事前届出を行った市町村等は、県・総務省との協議が不要となり、直ちに地方債を発行することができるようになります。

これにより、市町村等は、相当程度の事務負担の軽減が見込まれるとともに、金利状況を含めた市場動向に応じて機動的な資金調達が可能になります。

3 対象市町村等

次の①から⑤までの要件を満たす市町村は、民間資金債の発行に際し、協議によらず事前届出とすることができ、一部事務組合については、加入する全ての団体がこれらの要件を満たしていることが要件となります。

①実質公債費比率が16%未満(平成24年度にあつては14%未満)

②実質赤字額が0

③連結実質赤字比率が0

④将来負担比率が200%以下

⑤当該年度の地方債のうち、協議・届出・許可によるものの合計額が、政令で定める協議不要基準額を

超えないこと

また、地方公営企業の場合は、資金不足額が0であることも要件となります。

なお、補正予算等により、年度途中に当該年度の地方債が協議不要基準額を超えることとなった場合は、その日以前に届出をした地方債についても協議を行うこととされています。(借入済みのものは協議は不要となります。)

4 地方財政計画・地方債計画における取扱い

事前届出をした民間資金債のうち、協議を受けたならば同意すると認められるものについては、従来の同意がある地方債と同様に元利償還金が国の地方財政計画に算入されるとともに、その予定額が地方債計画に計上されることとなります。

5 おわりに

事前届出制度への移行に向け、総務省では、地方団体への貸し渡りや地方債金利が上昇することがないよう金融機関に対し周知徹底を図るなど、地方団体からの意見を踏まえた対応をしています。

市町村等におかれましても、資金調達にあたっては、各種財政指標をはじめ財務状況全般の積極的な開示を行い、地方債の安全性等についての理解を促していくことが求められます。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますので、引き続き徹底した行政改革と財政健全化

を推進するとともに、地方債の元利償還の状況等に留意し、財政運営を行っていくことが求められます。

Q

市町村における災害復旧事業債について教えてください。

A

昨年、東日本大震災をはじめ、台風など本県を含め全国各地に甚大な被害をもたらした自然災害に見舞われた二年でした。

災害は、発生の地域や時期、規模の予測が困難であり、また災害復旧には、緊急かつ莫大な費用が必要となりますので、関連法令や災害復旧制度について事前に理解しておくことが重要です。

○災害復旧事業債の概要

災害復旧事業債は、降雨、暴風、その他異常な天然現象による災害によって、被災した施設を原則として、原形に復旧する事業について対象としている地方債で、突発的に発生する災害に対し、財源措置を講じることによって、復旧に要する財政負担の軽減を図り、早期に復旧することを目的としています。

本年度の地方債計画では、次の事業に区分されています。

1 補助・直轄災害復旧事業

- 2 歳入欠かん等債
- 3 小災害復旧事業
- 4 地方公営企業災害復旧事業
- 5 火災復旧事業
- 6 一般単独災害復旧事業

特に注意する点は、他の事業債と異なり、会計年度ではなく、毎年1月1日から12月31日までに発生した災害を現年災害、それ以前に発生した災害を過年災害として取り扱うことです。例えば、平成23年1月～12月に発生した災害については、平成23年度に協議する場合は、現年災害となり、平成24年度に協議する場合は、過年災害となります。

また、地方税の減免等により財政収入の不足を補う場合などの「歳入欠かん等債」や激甚災害の発生した地方公共団体が補助災害復旧事業によって措置できない比較的小規模な単独災害復旧事業の財源に充てる場合の「小災害復旧事業」については、所定の要件を満たした団体のみが起債可能となります。

○主な事業の内容と注意事項

1 補助災害復旧事業

本事業は、公共土木施設、農地・農林漁業施設などの施設に係る災害復旧事業費を国が負担することが法令等により定められた事業の地方負担額が対象とされ、国が実施する災害査定において、事業の採択、復旧工法や災害復旧事業費等が決定されます。

また、災害査定の結果、失格（1箇所の工事費用が採択基準に満たない場合）又は欠格（被災の事実が認められない場合等）となることもあり、欠格の場合、その理由によっては、一般単独災害復旧事業の対象にならない可能性がありますので、留意してください。

また本来、申請すれば、事業採択されたにもかかわらず、知事への災害報告漏れ等（いわゆる申請漏れ等）により、採択されなかった場合も、一般単独災害復旧事業債の対象になりませんので、注意してください。

【一般単独災害復旧事業の対象事業と対象外事業の例示】

対象事業	対象外事業
①補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業（1箇所あたりの工事費用が採択基準額以下の工事等）	①工事の費用に比して、その効果が著しく小さいと認められるもの（狭小な農耕地を保護するために多額な工事費を要する場合等）
②国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業	②維持工事と認められるもの（少量の捨石を補充するのみの工事等）
③国庫補助制度のない施設（庁舎、各種試験場の公用施設等）の災害復旧事業	③明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏りに起因して生じたと認められるもの
④災害応急復旧工事（本復旧に日時を要する場合に緊急に施工しなければならない道路等の仮設工事等）	④基だしく維持管理の業務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの
⑤災害関連工事（災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであって、かつ構造物の強化等を図る改良計画の一環として行われる工事）	⑤災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
⑥維持上又は公益上特に必要と認められる河川の埋塞に係るしゅんせつ工事	⑥農地に係る災害復旧事業
⑦維持上又は公益上特に必要と認められる天然の河岸の決壊に係る災害復旧工事	
⑧災害復旧事業に伴って施設の移転建替をやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事	

被災した公共施設及び公用施設（原則として、市町村が所有し、管理するものに限る。）を原形に復旧するものをいい、原形に復旧することが不可能又は困難な場合には、従前の効用を復旧するための施設を建設することや、これに代わるべき必要な施設を建設する場合も対象となります。（ただし、農地は対象外。）

また、事業内容等によっては、事業の対象とならない場合もありますので、留意してください。

一般単独災害復旧事業の対象事業と対象外事業を例示すると、次のとおりです。

2 一般単独災害復旧事業

本事業は、失格又は欠格により補助事業の対象とならなかったもので、

災害が発生した場合、災害査定前でも、必要に応じて、被害拡大を防止するために施工する応急的な仮工事等が認められる場合もあります。

すので、公共施設や公用施設が被災した場合、県の関係部局と早め

に連絡・調整して、事務に遺漏のないよう事務の執行に努めてください。



Q 平成二十四年度に固定資産の評価替えがあると聞きましたが、評価替えとは何ですか？



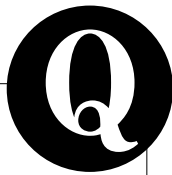
A 評価替えとは、三年ごとに固定資産の評価額を見直すことです。

固定資産税は、固定資産が持つ資産価値に着目して課税するものです。したがって、毎年度評価替えを行い、その結果をもとに課税を行うことが本来は理想的ですが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは事実上不可能です。また、課税事務の簡素化、徴税コストの低減を図る必要もあります。

そこで、土地と家屋については原則として三年間評価額を据え置く、

言い換えれば三年毎に評価額を見直す制度がとられています。前回の評価替えが平成二十一年度でしたので、次の評価替えは平成二十四年度となり、現在、各市町村で作業を進めているところです。

なお、土地の価格については、第二年度（評価替え年度の翌年度）、第三年度（評価替え年度の翌々年度）において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により評価を修正できることになっています。



Q 地価が下がっているのに固定資産税の額が上がったのですが、なぜでしょうか？



A 土地によって評価額に対する税負担の水準に差があり、その格差を是正するための調整があるからです。

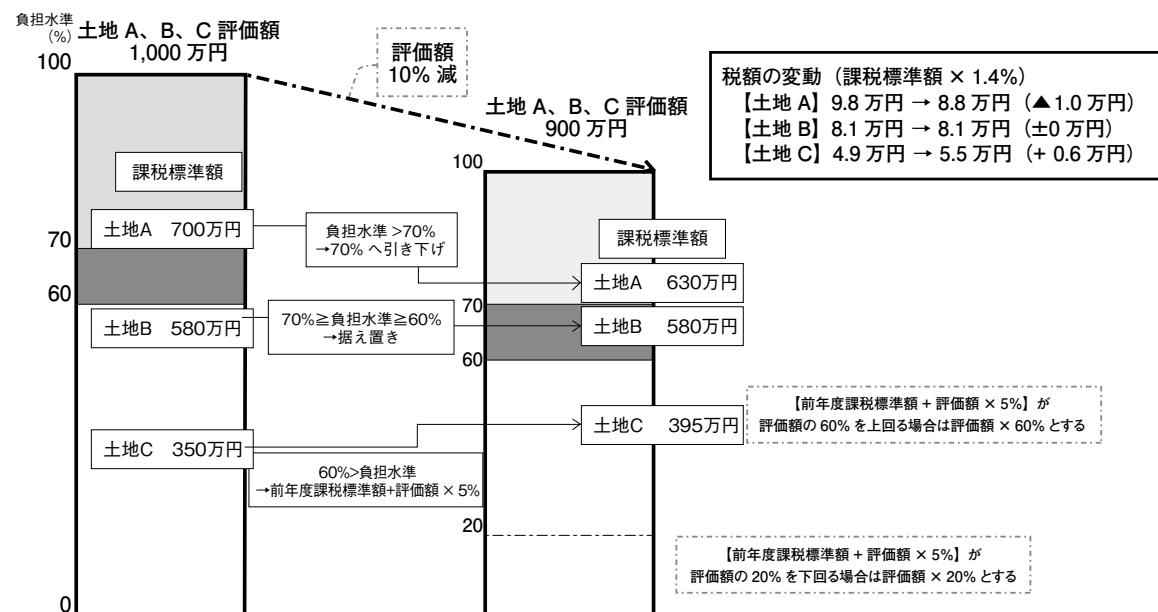
かつて、宅地の評価額には市町

村間や土地間などで大きな格差があったのですが、平成六年度の評価替えから、全国一律で宅地の評価を地価公示価格等の七割を目途に行うこととされました。

また、平成九年度の評価替えに伴い、課税の公平性の観点から、負担水準が高い土地では税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地では緩やかに税負担を引き上げることによって、税負担の均衡化を図る負担調整措置が講じられました。

その結果、直近の地価が下落傾向にあっても、本来負担すべき税額まで緩やかに課税標準額を引き上げていく過程にある土地では、税額が上がるというケースが生じることがあります。

図1 商業地等の負担調整措置による税額の算定例



土地Aは地価の下落に伴い税額が減少しますが、もともと負担水準が低かった土地Cでは、地価が下落しているにもかかわらず、税額が上がることとなります。

甲府市

ホームページリニューアル庁内ワーキングについて

「甲府市ホームページリニューアル庁内ワーキンググループ」 総務部 研修厚生課 林 勝

ワーキンググループは、甲府市ホームページの全面リニューアルに向け、より見やすく、扱いやすいサイトの構築を図るための調査・研究を目的とし、平成22年5月に立ち上がりました。

メンバーは、庁内横断的に係長職以下の、若手中心の熱意ある前向きな職員で構成され、先進事例の調査研究を行うとともに、ホームページ構築の要素となるコンテンツ構成や機能、システム構築等について調査・研究を行う中、会議は、5月開催の第1回ワーキングを皮切りに、約8ヶ月間で、計10回のワーキングを開催しました。

ワーキンググループでは、まず、メンバーの考える良いホームページとは？甲府市が目指すべきホームページとは？などの意見交換を行い、「理想の甲府市ホームページ」のイメージマップを作成しました。その後、ホームページリニューアルプラン策定にあたり、今回構築するホームページの基本理念・基本方針について意見交換、検討を行い、基本理念として、『日本一親切・丁寧で使いやすく、甲府に関心や親しみを持ってもらえるホームページの構築』としました。これは、本市が市民（住民）サービスの向上を目指して掲げる「日本一親切・丁寧で明るい市役所」に基づき、市公式ホームページにおいても「日本一親切・丁寧」を心がけ、ユーザー及び市職員にとって、わかりやすく使いやすいホームページの実現を目指し、また、シティーセールスの観点から、甲府市に対して興味や関心、親しみを持ってもらえるように、市の魅力を発信していくものであります。



最後には、甲府市の「独自性を演出するアイデア」等についても協議し、「発注仕様書」へ検討を重ねてきたワーキンググループの意見、熱い思い等を最大限に取り込んでいただきました。

こうした、ワーキンググループとの協議等を通じて、職員の熱き思いと一致団結力の必要性を再認識したところです。

笛吹市

地域のお宝再発見による地域おこしの手法構築に関する調査研究（地域発見プロジェクト）

「笛吹市市民活動支援サークルらふらふ」 福祉総務課 風間 斉

笛吹市は、合併後7年が経過しましたが、それぞれの歴史や文化に裏打ちされた地域では「新しい公共」「地域自治の再構築」と言っても画一的なマニュアルが通用するわけではなく、住民自らの自発性を喚起することは生半可なものでは実現できません。

そこで、市民、市職員の双方がパートナーとしての距離感を持つことで、双方が積極的に行動を引き出すことができると考え、「職員自身が積極的な行動を行い、パートナーシップに一步近づいてみよう」と、地域資源再発見による地域おこしプログラムを構築する笛吹手法モデルを確立する取り組みに挑戦することとしました。

1. 内容

- ①一宮町北地区をモデル地域とした「地域歩き」による地域の再発見。
 - 地域を歩き、話を聞き、地域の資源や特徴などの再発見を行いました。
- ②地域資源を活かした「地域おこしのプログラム」として「地域再発見ウォーキングマップ」を作成提案。
 - マップを作成して地域に提供、地域イベントや地域紹介などに活用されています。
- ③取り組みを市民に公開。
 - 「地域発見プログラム」の取組みを3月開催の市民協働フォーラムで公開展示を行いました。また、プロセスをパワーポイントで作成し、要請に応じて市民に紹介しました。



2. 成果、課題

- ①マップづくりは、2地区のマップを作成し、さらに次年度も継続して残る2地区に取り組み、地域との交流を行っています。
- ②笛吹手法モデル確立までには至っていませんが、他地域から自発的な地域発見の取り組みへの協力依頼がありました。
- ③業務外の取り組みの難しさはありましたが、地域の方々と向き合えたことは、これからの地域づくりへの関わりに勇気を与えてくれました。

市民と向き合い、職員として何ができるかを考えることはとても大切なことだと痛感しました。これからも積極的に行動し、市民との距離を縮めていきたいと思えます。

山梨市

山梨市公共サイン整備方針策定事業

「山梨市サイン設置ガイドライン研究会」 政策秘書課 古屋 真里

山梨市は、平成17年3月に旧山梨市、牧丘町、三富村の3市町村が合併し誕生しました。合併に伴い、名称・市章の変更、施設誘導サインなどの整備は行ってきましたが、市内全域にわたるサイン形態の不統一や老朽化による不具合が見られる状況になっています。

また、首都圏から100km圏内という交通の利便性はあるものの、高速道路のインターチェンジから市内までのアクセスが複雑で分かりづらく、市内には、大きな目印になる建物が少ないなど、来訪者にとってスムーズな移動が確保できないという現状もあり、公共サインの見直しが必要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、市内の案内標識の現状と課題を整理・分析した上で、道路、河川、公園、交通機関、観光施設などに設置される案内標識の表記方法・デザインに関する基本的な考えをまとめるため、平成22年6月、庁内に「山梨市サイン設置ガイドライン研究会」を立ち上げました。

研究会では、山梨大学大学院教授北村真一先生にアドバイザーをお願いし、南アルプス市、富士河口湖町への視察も行い、研究結果として、平成23年1月に「山梨市公共サイン整備方針」を策定しました。

方針では、「利用者・市民の視点に立った分かりやすい公共サインの整備」、「景観への配慮」、「ユニバーサルデザインに対応した公共サインの検討」を基本理念とし、サイン別の整備に関する基本的な考え方、景観との調和を図る上での留意点、誰にでも分かり



やすいサイン導入の視点などを示しています。

今後、各関係機関との連携、景観計画や屋外広告物規制との整合性を図りながら、随時、方針に基づいたサイン整備を進めていきたいと考えています。

甲州市

景観を活かしたまちづくり研究事業

「甲州市景観まちづくり庁内研究会」 政策秘書課 坂本 豊

甲州市は、盆地特有の内陸性気候を利用したブドウ・モモなどの果樹栽培が基幹産業となっており、市内で生産された果樹を活用したワイン醸造や観光果樹園などの二次産業、三次産業も盛んに行われています。また武田氏ゆかりの神社仏閣をはじめとする重要文化財、ワイン醸造発祥にまつわる近代産業遺産群などもあり、こうした地域資産を「景観」という切り口で活用していく方法を研究することを目的として活動を開始しました。

アドバイザーとして、東海大学観光学部の屋代先生をお願いし、景観形成についてのレクチャーを受けながら、身近な景観について考えるところからはじめました。

景観という切り口で地域資源を発掘するため、本市で既に取り組みが始まっている、「フットパス」（森林や田園地帯、古い町並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】が出来る小径【Path】のことで、発祥地とされるイギリスでは、フットパスが国土を網の目のように縫い、歩くことを楽しんでいる。）の手法を取り入れ、歩くスケールで景観を構成している要素を再確認する方法で行いました。

研究会メンバーの良いと思う景観を数箇所ずつ、「甲州景観カルテ」を作成して持ち寄り、それをもとに、「良好な景観のマップ」を作成しました。

作成したマップに基づき、実際に現地を歩き、景観形成の要素を活かすようなルート設定について検討を行いました。

実際に現地を歩いてみると、目に見えるものばかりでなく、音や香りなども、景観を構成する重要な要素であり、地域によっても異なり、また、季節・時間によっても異なることを実感することができました。

また、市内に点在する歴史的建造物や、一面に広がったぶどう棚の風景や、秋の風物詩のころ柿を干す地域や日本で最初にワイン生産を行ったワイナリーなど、



地域資源が豊富にあることを再認識することができました。

アドバイザーの屋代先生によると、「こういった身近にある日常から生まれる景観こそが、地域特有のものであり、そういった昔ながらのものが、人々の心に安らぎを与え、都市部で生活している人が求める傾向にあるが、魅力に地元の人たちが気づかないことにより、せっかくの魅力が荒廃しつつある。」とのことでした。

景観形成を進める上では、先ず地域住民が身近な景観の魅力を見出し、それを最大限に発揮するために必要なものを保全し育成していくことが重要です。

今回の研究会による活動の成果は、今年度策定予定の甲州市の景観計画に広く反映していくこととしています。

また、今後の景観形成の進め方として、歴史的価値の高い建造物や、文化的価値の高い風景などを保全活用していくための研究活動を今後も続けていきます。

身延町

中堅職員25名による新たな町づくり施策研究

「職員まちづくり研究グループ」 総務課 佐野 裕美

今後ますます厳しさが増すと予想される地方自治体を取り巻く環境の中で、身延町が生き残り、発展していくためには戦略的志向・経営マインドをもった職員を一人でも多く育成していくことが重要であると考えました。過疎化が進行するこの地域で、従来どおりの施策を継続することだけではなく、全く別の視点から現状を分析し、斬新な施策にチャレンジしていくことも必要であると考えた中で、中堅職員の政策立案能力の向上を目的とした「職員まちづくり研究グループ」を立ち上げました。

最初は何をしたらよいかかわからず、ただ参加しているだけの職員もいたり、なかなか自分の意見を言えない職員もいたりとは、かなり戸惑いがあったように思います。

回を重ね、4つのグループに分かれて研究に入ると本音で議論しあう中で問題点を探り、大胆な施策を打ち出すグループもあり、積極的に研究活動を行っていました。

最終日には町長以下管理職の前でそれぞれのグループで研究した成果を“新たなまちづくり”の施策としてパワーポイントを使った発表を行いました。時間外での研究を何度となく実施していた姿を間近で見ていたので、自信に満ちた姿での発表にとても胸が熱くなりました。

提案された施策については評価会議を行い、取り扱い方針を決定しました。そのうちの1グループが提案した「身延町定住対策“婚活支援事業”」につきましては、平成23年度にプロジェクト・チームを発足し、平成24年度実施に向け活動しているところです。



この“新たなまちづくり研究事業”を通し、さらに多くの職員が前向きに、高いハードルの中で切磋琢磨し合える環境・体制作りの必要性を改めて感じ、今後につなげていけるよう頑張っていきたいと思っています。

市町村調査研究事業について

市町村職員が自主的、主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行っております。

①助成対象

単独または複数市町村職員で構成する調査研究グループ（市町村長等から推薦がある4人以上の調査研究グループ）

②対象事業

市町村職員が行う調査研究事業（対象事業のテーマは問いません）

③助成対象経費

事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、検討会費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等

④助成額

助成対象経費の全額（30万円限度）

⑤助成期間

原則単年度。継続事業にあつては最大限2年間

・ 本制度の活用についてご検討をお願いします（詳細については、4月に通知します。）。

（財）山梨県市町村振興協会